

2011. 02. 10
内海一技11-007

(社)日本船主協会 御中
外国船舶協会 御中

内海水先区水先人会
会長 大久保 眞顯

平成23年備讃瀬戸における「こませ網」漁業
盛漁期間中の航行安全対策について

拝啓 向春の候、貴協会ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当会水先業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の航行安全対策につきましては、従前より(社)瀬戸内海海上安全協会主催の各種調査委員会において、船舶航行や操業漁船の安全について意見交換が行われ、また関係保安部のご指導を始め関係各位のご協力により、現在まで重大な事故も無く経過してまいりました。

然しながら、漁業盛漁期間中は「こませ網」避航のため止むなく航路外航行や反航レーンの航行を余儀なくされ、重大海難事故発生の虞れや、航行船舶と操業漁船の安全が担保できない状態が永年に亙り継続されてきました。

この特殊な航行環境において上記懸念を少しでも改善するため当会では、一昨年来、法令遵守を柱とした航行安全対策を策定・実施しております。

つきましては、本年も引き続き昨年度同様の航行安全対策を講じさせて頂きたく、お願い申し上げます。

海難事故を未然に防止するため、本船並びに関係各位のご協力、ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

(写し) 関係各所

平成23年 備讃瀬戸における「こませ網」漁業盛業期間中の航行安全対策

1. 安全対策（水先人が嚮導するすべての船舶が対象）

(1) 航路航行可否の判断と船長への助言

- ① 「こませ情報」が入手できず航路内の操業状況が判明しないときには、航路に入航しない。
- ② 「こませ情報」を入手後、航路外航行や反航レーンへの避航を余儀なくされるような操業模様であるときは、船長に入航を取り止めるよう助言する。

(2) 本船船長は、「こませ情報・本船の吃水・視界」等を勘案のうえ、水先人の助言に基づいて航路入航の可否を判断する。

(3) 航路内航行が可能な基準は、次の通りとする。

巨大船及び危険物積載船・・・300m以上の可航幅

その他の船舶・・・200m以上の可航幅

但し、航路全体の操業模様により、各々の網について可航幅が確保されていても、網と隣接する網の間で大角度変針を伴う場合は、可航幅が確保されていると判断しない。

2. 進路警戒船配備

(1) 船舶運航社（オペレーター）に備讃瀬戸各航路を航行する巨大船のため、こませ網漁の休漁日を除く各日に進路警戒船1隻の配備を要請する。

- ① 海上交通安全法に定めるものについては、従来通り1隻とし追加配備はしない。
- ② 休漁日においても、こませ網が出漁すれば進路警戒船の配備を要請する。

(2) 4月20日から夜間こませ網漁の許可が下りるため、夜間に備讃瀬戸航路を航行する船舶に対し、進路警戒船を下記の通り配備を要請する。

- ① 4月20日～8月末までの間、備讃瀬戸7号灯浮標付近～備讃瀬戸交差部付近の間。
- ② 水島入出港船については、備讃瀬戸7号灯浮標付近～水島港港内第1号灯浮標の間。

また、西方から水島への入港及び西方への出港の場合は、港内航路第1号灯浮標と備讃瀬戸交差部間。

(3) A点に大型曳船の配備 〈資料-2 A点位置図〉

船舶運航会社は、自主的に備讃瀬戸東航路第5号灯浮標付近及び同付近から豊島礼田崎にかけての航路閉塞が予測される西流の時間帯に吃水15m以上の船舶が航行する場合は、進路警戒船配備に加え次の対策を講じる。

- ・ 備讃瀬戸東航路第5号灯浮標の北西方（A点：男木島灯台から68°
3,700m）に水深限界表示として大型曳船1隻を配備する。
- ・ 対象日 こませカレンダーの困難度◎に該当する日

3. 大型危険物積載船（VLCC 及び LNG 船）並びに吃水 16m を超える船舶の航路入航調整

上記船舶については、こませ網休漁日に航路航行できるよう予め運航調整を要請する。

4. 漁業者への情報提供

船舶運航社は、関係漁業者に巨大船及び大型危険物積載船の備讃瀬戸東航路通航予定について情報を提供するとともに可航幅300mの確保を要請する。

5. 本船船長への周知と情報の早期入手

- (1) 「こませ網漁」に関する一般的情報、特に航路が全面閉塞されることがあることを予め船舶運航社は適切な時機且つ、確実な方法で本船船長に周知する。
- (2) 情報の早期入手
 - ① 本船は「ポーリングファックス」等で早期に「こませ情報」を入手する。過去の経験から、本船の乗組員がポーリングファックスの操作方法を知らないことが多いため、船舶運航社は事前に操作方法を知らせておく。
 - ② 船舶運航会社・代理店は「ポーリングファックス」等で、遅くとも本船が航路に入航するまでに「こませ情報」を入手して確実に本船に送る。尚、本船が入手できない場合、嚮導水先人からの要請により当会から本船に送付することとなるが、その費用は請求する。

6. 入航調整、出港調整について

- (1) こませ情報の入手可能時間について
情報提供時期の目安は操業開始1時間45分後である。
この時刻を「こませ情報」入手の基準時間とする。
- (2) 入航調整について
各航路入航前に「こませ情報」を入手出来るように入航調整を要請する。
- (3) 出港調整について
 - ① 水島、坂出、高松、宇野、日比地区の各港より
こませ情報が入手できるまで原則として出港しない。
 - ② 備讃瀬戸南航路西口以西の各港より
航路入航迄にこませ情報を入手し、本船に送付する。

例年航行可能としていた操業海域の転流時航行については、次のア)イ)により航行を認められない事がある。

また、こませ情報入手後、航路航行途中に次のこませ網が投網される場合は航路に入航しない。

尚、夜間については進路警戒船を配備していることと、通航船舶が巨大船でないため、上記の限りではない。

ア)転流前に揚網され、転流後まで次の網が入らないため一部操業海域では安全に航行できるが、備讃瀬戸東航路は距離が長く、すべての操業海域をこの間に航過することは非常に困難である。

イ)転流後については、すべての海域で一斉に投網作業が実施されるため安全な航行環境とは言えない。

7. 巨大船の来島海峡航路への迂回

備讃瀬戸各航路における航行船舶の輻輳を少しでも緩和し、安全運航を確保するための一策として来島海峡航路を経由することも考慮する。

・巨大船の来島海峡航路入航可能時間一覧表 <来島海峡海上交通センター>

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/succor/jikantai/index.htm>

<資料-3 来島海峡・三原瀬戸両航路の業務引き受け基準>

8. 航行安全対策の取り止め
高松地区では、8月31日まで操業が行われるため、同日をもって安全対策を取りやめる。

9. こませカレンダーについて 〈資料-1 こませカレンダー〉
同カレンダーは、いかなご(主にシンコ漁)を予想したものであり、その他のイカ、チリメン、マナガツオ等については、時間帯、休漁日、操業時期等が異なり、全ての魚種に関する予想は困難であるため、いかなごが獲れる2月下旬から5月末を対象としている。
「こませ網漁」は8月末頃まで操業するため、5月中旬以降は暦、日出没時間、潮時等についてのみ記載している。

10. 状況により上記安全対策を変更する。

以 上